

議案第 9 7 号

南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

南丹市長 西村 良平

南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

南丹市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成 18 年南丹市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（適用事業） 第3条 この条例は、事業区域の面積が 500平方メートル以上の場合（500平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する<u>日前1年以内</u>に施行され、又は施行中の場合においては、当該事業の事業区域と既に施行され、又は施行中の事業区域の面積と合算して500平方メートル以上となるものを含む。）について適用する。 2 （略）	（適用事業） 第3条 この条例は、事業区域の面積が 500平方メートル以上の場合（500平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する<u>前</u>_____に施行され、又は施行中の場合においては、当該事業の事業区域と既に施行され、又は施行中の事業区域の面積と合算して500平方メートル以上となるものを含む。）について適用する。 2 （略）

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。